

## 糾弾会の正当性について

——松阪商業高等学校教員差別事件の判決から——

桜井 健雄

### 要 約

部落解放同盟が、部落差別をしたY高校教諭に対し確認会・糾弾会を行ったところ、当該教諭が解放同盟の幹部らに対し損害賠償請求を起こした事件で、名古屋高等裁判所の判決があった。Y教諭は、一九八七年の総務庁(当時)による地域改善対策啓発推進指針を「公的見解」として糾弾会の違法性を主張したが、判決は、差別を行った者は事実の解明の要求にさらされることは覚悟しなければならぬといとか、確認会・糾弾会は公益を図る目的があったと判断した。糾弾会の正当性について、正面から認めた意義のある判決である。

### 一 はじめに—松阪商事件とは

二〇〇六年三月二〇日、三重県立松阪商業高等学校差別事件(以下、松阪商事件という)について、名古屋高等裁判所の判決があった。

松阪商事件とは一九九九年四月頃、松阪商高に勤務す

る教諭が、ごみ処理や排水路の利用などの生活上の利便を理由に、それまでの被差別部落を含む自治会から分離して隣接する自治会へ移ろうと考え、当該自治会に属している住民に対し分離運動を働きかけ、その過程で住民の一人に対し、「お嬢さんの将来にもいいですしね」と発言したことに対して行われた一連の糾弾確認行為が違法であるとして、当該差別発言を行ったY教諭が、松阪

商高の同和教育推進委員の教諭、部落解放同盟三重県連合会の幹部、松阪市、三重県、国に対して損害賠償を請求した事件である。

第一審判決は二〇〇四年一月に言い渡されており、その内容は同和教育推進委員によるY教諭への対応及び県教育が糾弾会への出席を義務であるとY教諭に誤信させた点に違法性があるとして、三重県に対してだけ金二二〇万円（うち弁護士費用二〇万円）の損害賠償を認めただけであった（解放同盟幹部等への請求は棄却）。

控訴審判決も不法行為と認定された行為が多少増加し、その結果、損害賠償額として金三三〇万円が三重県に対し認められたが（解放同盟幹部らへの請求は棄却）、判決の論理そのものはほぼ同様であった。

## 二 右判決の持つ意味

右判決の持つ最重要点は、後で詳述するが、三重県連の行った糾弾会について、「公共の利害に関し、公益を図る目的によつて行われた」ものであり、違法性は阻却され、「広く関係者の差別心を解消するための学習を目的とする面を有するものであって（中略）全体としてみれば違法とまではいいきれない」と述べ、その行為に違

法性がないということを明確に認めただ点である（違法性がないということは裏返してみれば、行為は正当であり社会的非難を受けるものでないということである）。

すなわち、解放同盟の行う糾弾会、確認会は現行の法秩序内で容認できるものであることを判決として認めたのである。

このことが持つ意味は極めて重要である。今日まで矢田教育差別事件、八鹿高校教育差別事件等についての判決が糾弾会等について言及している部分はあるが、右の事件等がいずれも刑事事件として訴追されている事件であったこともあり、その事件の判決では「差別ということに對する法的救済には一定の限界があり、その範囲が狭く、多くの場合が泣き寝入りとなっている状況に照らすと、差別に對する糾弾ということも、その手段、方法が相当と認められる限度を超えないものである限り、社会的に認められて然るべきものと考へる」（矢田教育差別事件第一審判決）とか、「それが糾弾と名づけられるか否かは、格別、人間として差別に對し堪え難い情念を抱く以上、法的秩序に照らし、相当と認められる程度を超えない手段、方法による限り、かなりの厳しさを帯有することも是認される」（同控訴審判決）と一般論として糾弾の正当性を認める内容であり、しかも右は有罪とするた

めにはより厳格な判断が必要である刑事事件についての判断であったのである（前記矢田教育差別事件の第一審判決は、可罰的違法性がないとして刑事事件を無罪としているが、控訴審では有罪）。

ところが本件は損害賠償の成否が争われた民事事件についての判断であり、三重県連の行った一連の糾弾会について裁判所が正面から具体的判断として「違法性なし」としたのであり、その点に重要な意義があるのである。又、矢田教育差別事件は、その発生した年は一九六九年であり、糾弾会に対する逆風が少ない時代であったのに対し、右判決は一九八六年一月に出された地対協意見具申で「糾弾会が行き過ぎて、被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている」とか「差別事件は、司法機関や法務局等の人権擁護のための公的機関による中立公正な処理にゆだねることが（中略）憲法の精神に沿ったものである」との批判をされた情勢のなかで高裁段階の判決として出されたことも重要な点なのである。

尚、付け加えるに、右判決については、Y教諭を共産党並びに国民融合全国会議等が支援し、これまで解放運動が関連する裁判事件を数多く担当した弁護士によって構成された弁護士が担当し、一方、解放同盟もそれに対

応できるだけの弁護士を編成し、その論争のなかで出された結論であるところにも大きな意味が存在しているのである。すなわち、糾弾会についてもっとも先鋭化した議論が行われたうえで、裁判所が判断した内容という点にも意味があるのである。

### 三 「糾弾」をめぐる各法律的論点について

#### 1 糾弾をめぐる原告側の争点

右の裁判で「糾弾」についてY教諭側は、第一審では論点とされなかった点についても争点を設け、その主張を展開した。その主な論点を挙げると以下のとおりである。

①感想文等でY教諭に自己の両親の差別性などの記載を要求したことは、プライバシーの侵害や名誉毀損にあたるとする。

②解放同盟の唱える解放理論に屈服することを強制したことは「内心の自由」の侵害である。

③糾弾は、その目的からY教諭に対し、差別意識を明らかにするよう強制するとともに内心の暴露を強要し、確認・糾弾を通じて外部からの強制による意識変革とい

う人権侵害を行うことを当然に内包していたものである。糾弾は強制、強要を必然的に伴うものである。

④糾弾が右の如きものであるから、各関係者とは共謀が成立する。

以上が控訴審で議論された論点である。

## 2 原告の差別性

右の論点について言及する前に、Y教諭の行動の差別性について若干論及する。何故なら、Y教諭の行動が差別であったことが全ての出発点であり、それについての議論を理解してもらえれば前記の「糾弾」をめぐる争点の理解もできると考えるからである。

右の点について、Y教諭側はお粗末な議論として、Y教諭の自治会分離運動は部落差別ではなく、「お嬢さんの将来にもいいですしね」という発言は意味のない軽いものであり、「同和地区」と同一視されたくないという意味にすぎないという論を展開し、そのうえで「不適切」な発言ではあるが差別発言ではないし、同和地区住民と同一視されたくないというのは差別を避ける行為であり、人間として自然なものであり、憲法でも保障された幸福追求権の一つであり、又、私人間の会話に第三者が入り込むことは正当ではないというものであった。

右の主張を聴いてあきれはてる人も多いと思うが、言うに事欠いて「差別を避けたい」という気持ちがある幸福追求権という憲法上の権利というに至っては暴論ともいふべきものであった。解放同盟側が右の点について、全てが差別の存在を前提とし、それに手を貸す行為であるのみならず、事件の経過としてY教諭が発言をすぐに謝罪している事実などを挙げ反論した。その結果、前記判決においては「部落出身者がそのことを秘し部落外に居住することは部落とそれ以外のとの区別がなくなり、正に同和する方向に向かうのに対し、部落出身者でない者が自己の居住地域と部落とを分離しようとする行為は、部落とそれ以外のとの区別を強化する行為であると見ることが出来る（中略）このような行為を行うことが個人の尊厳と幸福追求権の一つとして憲法で保障されているとは解されない」として、その主張を一蹴している。

右事件でY教諭は、発言の問題点の指摘を受け、その場で謝罪し、その後も関係者との話し合いや糾弾会においても全て謝罪をしているのであり、しかも第一審での供述と異なる供述をするなど、その主張に一貫性がないことなどが裁判の判断に影響しているものと思う。ちなみに前記判決では、第一審の判決がY教諭の行動について「内心的意図はともかくとして、外形的には部落差別

によるものと疑われるべき十分な事情があったということが出来る」としているのに対し、「本件分離運動について部落差別の意向を推認することができる」「本件発言は部落差別、なかならず結婚に関する部落差別の趣旨でしたものと認められる」と差別性を明確に認める適確な判断をしているのである。

### 3 プライバシーの侵害であるという主張について

Y教諭側の主張は、Y教諭に「感想文」などの一連の文書の作成を強要し、これらの文書を職員会議や糾弾会などで不特定多数人の前で公表したことはプライバシーの侵害であり、右の文書の内容は自己の生育歴や祖父母や父母の差別性についても触れているので尚更のことであるというものであった。

これに対し、解放同盟側は差別行為が発生している以上、それは単なる私事とはいえないものであり、かつY教諭はその当時、糾弾に対し協力する姿勢を示していたというものであった。

右の点について判決は「本件発言は(中略)比較的重大な部落差別事件であるから、社会、特に部落解放運動に取り組む人達の重大な関心事であり、一審原告(Y教諭)としても、このような自己の立場や事件の重大性に

鑑み、関係者から厳しい批判を受けて反省を求められ、又、その前提として動機や背景事情を含め、事実関係の解明の要求にさらされることは覚悟し受忍せざるを得ない場合があるというべきであって、この限度に止まる限りこれらの行為が直ちに違法であるとは言えない」としたうえで、「本件発言は当事者間で解決すべき私的な問題とは言えず、まさに社会的問題として、そのときに顕在化した事件であるから、これに関する事実関係の解明要求や、これを他に知らせる行為が直ちにプライバシーの侵害や名誉毀損にあたり事実証明も許されないものとは言えない」と判断したのである。

右の判決は、判りやすくいえば、差別行為をした者は、その行為に対しそれなりの責任を負うべきであるというあたりまえのことを述べたのである。

但し、右判決の中では以下の留保条件が付け加えられていることについては留意すべきである。その条件とは、

- ①義務のないことを強要すること、
- ②脅迫などの違法な手段を用いること、

③動機や背景事情を超えて内心の差別をする心理に深く立ち入ったり、あるいは父母や祖父母の差別や差別心まで明らかにすることまでは必ずしも必要ないので、当該本人が任意に言う場合は別であるが、本人にその意思

がないのに敢えて要求した場合は、違法になるといえるのである。

右の条件のうち、①②は強要・脅迫をしてはならないという意味では当然のことであり、③は具体的事案に応じて判断すべきであるが、動機や背景事情を明らかにすることは当然の前提とされていること、及びそれを超えたものであっても当該本人が任意であれば問題がないこと、を述べている点に意味があるといえるべきである。

もっとも、右の点について、どの程度が強要、脅迫になるかという点こそが問題であるが、その点について判決は、「真意を明らかにするよう求める発言が厳しくなる場面はあるものの」と述べ、一定の厳しさを容認しているかのようにとれる記載が存在していることを付言しておく（この点については後述する）。

#### 4 内心の自由の侵害であるという主張について

この点について、Y教諭の主張は、感想文等の文書の作成の強要、糾弾会への出席の強制、確認会・糾弾会その場での追及などにより、Y教諭が解放同盟の唱える解放理論に屈服するよう強制したことがそれにあたるというのである。

これに対する解放同盟側の反論は極めて簡単であり、

「内心で何を思うかは自由であるが、それが行為として又は発言として外部に表示され、しかもそれが差別性を持つものであれば、批判したり、事態を解明することは当然である」と反論したのである。本件発言が差別発言である以上（Y教諭の主張でも不適切な発言であると言っている）、右の内心の自由を持ち出さない限り防御できないと考えたが故の主張であるが、議論するまでもない主張であったと考える。現に判決は、「内心に止まらず外部に対し積極的に不合理な差別行為を行い、あるいは差別を温存し助長する発言をする者に対し、そのような行為をやめさせ、行つた行為に反省を求めることを制限や強制にあたらぬ態様で行うことまで禁止されていないことは明らかである。一審原告（Y教諭）の主張がこれらをも否定する趣旨であれば到底採用することができない。」と言い切っているのである。裁判所が「到底採用することができない」と言つたところに、前記の主張を裁判所として否定する強い意思が表れているのである。

#### 5 糾弾について

(1) Y教諭側の主張には、解放同盟の暴力糾弾路線と利権あさりという問題があり、前者については矢田教育

差別事件、八鹿高校差別事件等を挙げ、何が差別であるかは解放同盟に委ねることはできないとし、又、後者については窓口一本化などの不公正な同和行政で解放同盟の私的支配を許しているとし、それに対する「国民」の批判が正しいが故に国の大きな政策転換が行われ、一九八六年の地対協基本問題検討部会の報告となり、更には一九八七年の総務庁の地域改善対策啓発推進指針となり、更には、それを受けて一九八九年の法務省人権擁護局総務課長通知となったとして、同文書を最大限引用して自らの主張を正当づけようとするものであった(尚、Y教諭側は法務省の課長通知に「公的見解」という呼称を付けている)。そして、地対協「基本問題検討部会報告書」の中の「自由な意見交換を阻害している大きな要因は、民間運動団体の行き過ぎた言動にある」とか「確認・糾弾」という激しい行動形態が、国民に同和問題はこわい問題、面倒な問題であるとの意識を植え付け、(中略)国民各層の批判や意見の公表を抑制してしまっている「確認・糾弾行為の存在意義については、当然見直されねばならない」「糾弾権の根拠となる法律がないことは言うまでもないが、判例においてもそのような権利は認められていない」「被糾弾者の自由意思に基づいて行われた場合でも、それは社会的に相当と認められる程度にとど

められるべきであり、それを超えるときは、違法な行為であり、私的制裁以外の何物でもない」「差別行為が法益を侵害するものであれば現行刑法上あるいは現行民法上に所要の処罰あるいは救済の規定があるわけであり、また、法務省の人権擁護機関等に公的な機関も整備されているのであるから、それらの公的制度や機関の中立公正な処理に委ねるべきである」との文章を取り上げ、又、法務省の総務課長の通知の中の「確認・糾弾会は、いわゆる被害者集団が多数の威力を背景に差別した者に対して抗議を行うものであるから(中略)その性質上、行き過ぎて被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている」「確認・糾弾会においては、被糾弾者の人権擁護に対する手続的保障がない」「その出席が被糾弾者の自由意思に基づくものであるとされても、真の自由意思によるものか疑問がある場合が多い」「確認・糾弾会は同和問題の啓発には適さないといわざるをえない」、八鹿高校刑事事件の大阪高裁判決も単に「『一種の自救行為として是認できる余地がある。』と述べているのであって、一般的・包括的に糾弾行為を自救行為として是認したものではなく」との文章を取り上げている。

(2) それに対し、解放同盟側が行った反論は次のよう

なものであった。

① 解放同盟は糾弾会について、差別した本人や、その所属する組織などの関係者に対して、差別を容認して温存してきた意識や考え方の変革を求め、具体的な差別の現実に学び、その背景や課題を探り、以後の差別撤廃に向けた取り組みを促すために行うものであり、それを具体化するものとして糾弾要綱を作成し、それに従って糾弾を進めることを原則としている。

② 解放同盟の調査した範囲内でも一九四五年から一九九〇年の間に四六六〇件の差別事件が発生し、それに對する糾弾会は整然と①の原則に従って行われている。

③ 裁判における糾弾会を論じたものは、そもそも、矢田教育差別事件以外は差別をめぐる問題を契機として、差別した者と、それを糾弾しようとした者たちとの間の紛争についてであり、糾弾会をめぐる問題ではないし、又、そういった事例を対象にした事件であったし、糾弾について実定法上の根拠はないが、正当行為論又は可罰的違法性を問題とし、そのなかで動機・目的の正当性ということで糾弾行為を論じている。

④ 地対協の意見具申や総務庁の指針については、イ、前述したとおり、一九四八年から一九九〇年の間の四六六〇件の差別事件について数多くの糾弾会が

行われており、しかも、その糾弾会は整然と行われ、差別解消に大きく貢献している（地対協の意見具申においても糾弾が差別解消に一定の効果のあったことは認めている）。

口、人権救済機関が十分機能してこなかったのは事実であり、差別発言を例にとっても、刑事上の問題としては一対一の発言については「公然性」に欠け、差別者に対しその責任を追及できない場合があるし、民法上でもそれが当該発言の相手方に対し侮蔑的な意味でなされればともかく、当該人物が部落民であることを知らずになされた発言の場合、被害者が誰かという問題が生じ、その責任の追及が困難な場合があり、そういった問題があるからこそ、現在、人権救済法の整備が急がれているのであること。

ハ、差別については一九九六年の大阪府の調査会社の差別調査事件を取り上げ、差別の問題に比較的積極的に取り組んでいるであろう大阪においてさえ、府・市の外郭団体が差別調査をしている事実があり、いまだ深刻な実態があること。

ニ、総務庁の指針については、当の総務庁自身が啓発指針が出された後の解放同盟との交渉のなかで参考資料として出したものであり、拘束性がないと認め

ているし、又、法務省の課長通知にしても、その後の解放同盟との交渉のなかで法務省自身が死文化していること述べていることを挙げ、部落問題の解決に直接関わっている各地方自治体において、全国市長会が啓発指針につき見直しを求める決議をしていることや、啓発指針が現状にそぐわないものであり、誤った方針であるとの見解を一〇都道府県が表明している等の点を挙げて、前記の課長通知が「公的な見解」であるということができない旨の反論を行った。

(3) それに対し、判決は以下のような判断を示した。まず、糾弾会の状況について、「一審被告H(引用者注…原文は実名)らには有形力を行使したことは全くなく、一審原告の本件分離運動及び本件発言や、これに関連する発言内容に対し批判し、追及し、真意を明らかにするよう求める発言が厳しくなる場面はあるものの、脅迫といえるようなものは認められず(中略)強要行為があったとは認めることができない」と述べている。右の判断の中で重要なことは、追及がやや「厳しくなる」ことについては前後の事情から是認される場合があるとしている点であり、脅迫が成立するか否かについては、単にその際の言葉だけを捉えず、前後のやりとりを踏まええ

で評価している点である。そして、更には、「全体として見ても、一審被告Hらは、一審原告に任意の協力を求める形で整然と手続を進行させたこと(中略)をも考慮すると、一審被告Hらとしては、一審原告に確認会・糾弾会において本件分離運動及び本件発言の動機や背景事情として必要な範囲を超えた内容の開陳を一審原告の意思に反して要求したとはいえない」とし、更には名誉毀損との関係「本件分離運動及び本件発言が部落差別の意図によることは前記認定のとおりであり、一審被告Hらの行為がこれを是認するという公共の利害に関し、公益を図る目的によつて行われたというべきである」としているのである。すなわち、確認会・糾弾会には公益を図る目的があったのであり、その糾弾会でのY教諭に対する追及も整然と行われ、その必要の限度を超えていないと認定したのである。そして、糾弾会そのものが被糾弾者の意識や考え方を解放同盟が求めるものに変革させることを目的としているというY教諭側の主張についても「本件の確認会・糾弾会は広く関係者の差別心を解消するものであって、又、その手段も任意の学習という形態を取っていると見えるから、被糾弾者の自己変革を促すという目的があったとしても全体としてみれば、違法とまではいいきれない」との判断をしたのである。Y教諭

側の「自己変革を求めることが違法である」という主張に対し、それだけでは違法とは言えないと述べたうえ、確認会・糾弾会は「関係者の差別心を解消するための学習を目的とするものである」と判断したのである。

(4) 判決の持つ意味は極めて重要である。

すなわち、第一に「公的見解」といえるものであるか否かは別として、国の機関である地対協の出した意見具申や法務省の課長通知の中で「確認会・糾弾会は(中略)その性質上、行き過ぎて被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来的にもっている」という形で確認会・糾弾会においては、その性質上、人権侵害が避け難いものであるかの如き決めつけをされていたものに対し、解放同盟の行った確認会・糾弾会で人権侵害はなかったと裁判所が認めたという点であり、確認会・糾弾会がその性質上、本来的に人権侵害をするものでないことを裁判所が認めたという点である。その限りにおいて、前記の法務省の課長通知が否定されたのである。

第二に、それを糾弾権と呼ぶか否かはともかくとして、糾弾会において、本件分離運動及び本件発言の動機や背景事情として必要な範囲内の開陳を差別者に対し要求することは当然とされている点である。この点についてはプライバシーの侵害及び内心の自由であるというY教諭

の主張に対する判断の中で既に述べた点であるが、判決はより明確に差別者に対し、「そのような行為をやめさせ、行った行為に反省を求めることを制限や強制にわたらない態様で行うことまで禁止されていない」と述べ、又、差別者は「関係者から厳しい批判を受けて反省を求められ、又、その前提として動機や背景事情を含め、事実関係の解明の要求にさらされることは覚悟し受忍せざるを得ない場合があるというべきである」と判断しているのである。したがって、強制や脅迫は論外としても、差別者には一般的に追及を受けることは受忍すべきであるし、又、解放同盟側が事実の解明の要求をすることも当然の行為とされているのである。糾弾権という言葉が相手の意思に反してまで糾弾をするということであるならば、右の判決はそのように述べているということではできないが、差別者は厳しい批判と追及を受忍すべきであり、解放同盟側は事実解明を差別者に求めることができるという限りにおいては「糾弾」を是認しているということができるのである。

第三に、確認会・糾弾会の目的について「差別行為を是認するという公共の利害に関し、公益を図る目的によつて行われた」と述べている点である。確認会・糾弾会について前記の地対協の意見具申の前になされた部会報

告（一九八六年八月五日）で「被糾弾者の自由意思に基づいて行われた場合でも、それは社会的に相当と認められる程度にとどめられるべきであり、それを超える時は（中略）私的制裁以外の何物でもない」といわれた糾弾会について、判決は公益をはかる目的があつたと認定した点である。先に引用した部会報告は、社会的相当な範囲を超えた場合は私的制裁以外の何物でもないという限定的な形で私的制裁になる場合を規定しているが、その論理の前提として、解放同盟による糾弾が解放同盟のための私的な目的があるとしていっていると考えられるところ、それを否定し、本件の確認会・糾弾会は「公」のためのものであるとしているのである。

第四に、判決が確認会・糾弾会の追及が一定の厳しさを持つものであることを是認している点である。

それは、差別者が行った差別行為の重大性や、差別者の立場から「関係者から厳しい批判を受けて反省を求められ」という記載とか、糾弾会の状況について「真意を明らかにするよう求める発言が厳しくなる場合はあるものの、脅迫といえるようなものは認められず」という判決文に表れている。裁判所は差別者に対する追及について、やや厳しくなる面はやむを得ないと考えている点である。すなわち、一連の経過のなかで言動を評価し、差

別行為がある以上、それなりの厳しさは是認できるとしているのである。

第五に、Y教諭側が、解放同盟の行う糾弾は解放同盟の考え方に同調するよう自己変革を求めるものであるから違法であるとした点について、本件の糾弾会は「差別心の解消のための任意の学習という態様をとっているの、右の目的があつたとしても違法ではない」とした点である。それ故、解放同盟が糾弾会・確認会で差別者に対し自己変革を求めることは、それだけで違法ということはないし、法的に是認できるものであるとしたのである。

第六に、最も重要な点であるが、解放同盟が糾弾要綱に則って運営した今回の確認会・糾弾会には違法性はなく、社会的に是認されるものであるとした点である。Y教諭側が前記の「公的見解」などを持ち出し、確認会・糾弾会はそれだけで違法行為であるという論を展開したのに対し、実際に違法でない確認会・糾弾会があるという事実を示したのであり、Y教諭側の論理を事実でもって粉砕したのである。

## 6 共謀の成立について

Y教諭側の主張は、確認会・糾弾会は人格権侵害を行

うことを当然に内包しているので、確認・糾弾を行うこととで人格権侵害の共謀はあったということができるといふ論を展開した。それに対し、解放同盟側は前述したとおり糾弾会の正当性を論じた。それに対し判決は、「違法に亘らない確認糾弾はありうることであり」として、Y教諭側の主張を認めなかったのである。前記の確認糾弾の正当性を認めた論理からの当然の帰結として、Y教諭側の主張を排斥したのである、

#### 四 判決の問題点

前述したとおり、判決は、「糾弾」について一定の理解を示し、「公的見解」を認めず、本件における確認会・糾弾会に違法性はないとした。しかしながら、一方では大きな問題を含む判断を行っている。すなわち、前記判決で法務省の課長の通知を当局の見解として引用したうえで、Y教諭に確認会・糾弾会への参加を指示した校長らの行為は違法であるとした点である。判決は、「法務省人権擁護局総務課長通知が指摘するように、部落差別の是正を目的とする民間団体が差別者に対し事実関係を確認し、集団で糾弾するという形態を取ることなどから、被糾弾者の人権への配慮に欠けるおそれがあるなどの問

題が多く（中略）このように民間主催の、その相当性や適法性に異論のある確認会・糾弾会への公務員の出席は正当な公務の範囲を逸脱するといふべきである」と述べているのである。

一方で、本件の糾弾会・確認会に違法性はなく、違法に亘らない確認会や糾弾会もあり、その目的に公益性を認められるとしておきながら、右の通知のみを根拠として公務員の糾弾会への出席指示を違法としたのである。これは、第一審の判決が認めていたことを同じように認めたものであるが、裁判所の中では、やはり法務省の課長通知（通達などではなく課長の一片の通知である）が国の公的見解として重く受け取られているからである。先に述べたように、地対協の啓発指針に（法務省の課長通知はそれを受けたもの）多くの都道府県が異論を唱えているが、右の通知の後に、国の見解が文書として何ら表明されていないことが影響していると考えられる。これは今後の大きな課題である。

#### 五 終わりに

名古屋高裁の判決について、糾弾をめぐる問題につき、結論として以下のことが言いうると考えられる。

第一に、右判決は地対協の意見具申にもかかわらず、解放同盟の糾弾要綱に従って行われた糾弾は違法ではないということ（社会的に是認できるとした点）で大きな意味があるという点である。

第二に、右の如く、糾弾行為は違法でないとされたが、それはあくまで差別者の自由意思による出席の場合であり、糾弾会への出席そのものは強制できないが、一般的には解放同盟が差別者を糾弾することは「公」の目的にかなうことであり、又、差別者はそれを受忍しなければならぬとした点である。右を糾弾権と呼ぶかどうかはともかく、糾弾する行為は当然の行為とされ、又、差別者は糾弾を受けることは受忍すべきであるとされた点である。

第三に、糾弾会においては、差別者に対し一定の厳しい追及や批判が是認されるところである。

すなわち、まとめて言えば、解放同盟の行う糾弾会は、それが脅迫・強要を伴わない限り、差別者に対する追及・批判につき一定の厳しさがあっても「公」の目的を持つものとして、現在の法秩序のなかでは認できると判断したのである。裁判所が右の判断に至ったのは、恐らくは本件の差別者であるY教諭が明白な差別行為につき、真摯な反省を示すことなく、様々な言い訳をしたの

に対し、三重県連の行った糾弾会が県連幹部の指導のもと、極めて整然と行われたことが影響していると思われる。国の公的見解も、現実には整然と行われた糾弾会の存在には勝てなかったということである。

裁判例としては、右の事実の前では本件の「糾弾会」には「違法性なし」とせざるを得なかったものの、一方で「公的見解」の存在は無視することができないため、公務員の糾弾会出席義務については「公的見解」に引きずられた結論を出しているのである。

従って、整然とした現実の糾弾会の実施の積み重ねによって、初めて「公的見解」を粉砕することができるのであって、「公的見解」は「公的見解」として、現在も生きているということを過小評価してはならないと思う。そして今日までの糾弾会の実際の状況を多くの人に理解してもらうようにするとともに、今後の糾弾会についての適切な実践の積み重ねこそが、糾弾について権利性をより高めることにつながるものと考えられる。